



2023年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社日住サービス
代表者名 代表取締役社長 中村 友彦
(コード番号 8854 東証スタンダード)

問合せ先 上席執行役員管理本部長 嶋吉 洋
(TEL 078-945-7504 (代表))

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月中旬又は下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年12月31日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|---|
| (1) 基準日 | 2023年12月31日（日曜日） |
| (2) 公告日 | 2023年12月12日（火曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
https://2110.jp/ir-info/ir-kokoku.html |

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2023年11月10日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社K. I. T（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の筆頭株主かつ主要株主である株式会社日住カルチャーセンター（以下「カルチャーセンター」といいます。）が所有する当社株式を除きます。以下同じです。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者、当社の代表取締役社長である中村友彦氏及びカルチャーセンターは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けが成立した場合でも、公開買付

者が本公開買付けにおいて、当社株式及び本新株予約権の全てを取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

(注) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2019年4月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間を2019年5月22日から2042年5月21日までとするもの）
- ② 2019年4月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間を2019年5月22日から2059年5月21日までとするもの）

以上